

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
民生委員・児童委員等地域福祉の担い手育成業務	R5.4.1	社会福祉法人 須磨区社会福祉協議会	2,200,000	当該法人は、地域福祉の専門的知識や情報を持ち、区内において民生委員・児童委員と連携して、高齢者見守り台帳の整備、友愛訪問ボランティアへの支援等を通して、地域見守り活動の中心的な役割を果たしている団体である。当該事業の実施においては、民生委員・児童委員をはじめ、関係機関との調整・連携が必要不可欠であり、民生委員活動に精通し、各地区民児協と深い信頼関係のもと、各地域の実情に応じたきめ細やかな対応ができる唯一の団体である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	須磨区保健福祉部保健福祉課 (TEL:731-4341)
北須磨支所連絡用昇降機運行管理業務	R5.4.1	株式会社こうべ未来都市機構	2,481,400	須磨パティオの付帯施設として一体的な管理が行われることにより、日々の運行及び警備・清掃・点検業務をそれぞれ個別に委託するより効率的な事務遂行が可能であり、緊急時の迅速な対応も期待できるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	須磨区北須磨支所市民課 (TEL:793-1212)